

議案第35号

教育長の公益財団法人墨田育英会理事長の兼職の承認について

上記の議案を提出する。

平成30年9月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

( 提案内容 )

別紙のとおり承認する。

( 提案理由 )

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定により、墨田区教育委員会教育長の公益財団法人墨田育英会理事長としての兼職を承認する必要がある。

## 教育長の公益財団法人墨田育英会理事長の兼職の承認について

### 1 理由

公益財団法人墨田育英会は、墨田区内に居住する者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校または大学に在学する成績優秀な者が、経済的理由によって学資の支弁が困難である場合に、就学資金を貸し付けることにより、社会のために有為な人材を育成することを目的として事業を実施している。

墨田育英会には、定款の規定により、業務執行の決定機関として理事会が設置され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事である理事長をはじめ6名の理事で構成されている。また、理事及び監事の選任や業務執行機関に対する諮問機関、チェック機関として評議員会が設置され、理事会と合わせて、概ね年7～8回程度開催している。

墨田区教育委員会加藤裕之教育長は、平成30年6月15日開催の評議員会で理事に選任され、平成30年7月24日開催の理事会の決議により理事長に選定された。役員報酬は無報酬、任期は、平成32年度の定時評議員会（毎年度6月に開催）までの期間である。

教育長は常勤の特別職の公務員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に、勤務時間中及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために使わなければならないとする職務専念義務が課されている。このため、公益団体である墨田育英会の定款に定める役員に報酬を得ずに就任するにあたり、区教育委員会の承認を受けるものである。

### 【参照条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
( 服務等 )

第十一条 ( 略 )

2～3 ( 略 )

4 教育長は、常勤とする。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

6～8 ( 略 )

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題	1 事業名：学校校舎等の改築・改修		主管課												庶務課
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
執行計画	吾孀立花中学校				校舎新築工事										
	学校施設の安心安全の強化													完了検査・竣工	
進捗			設計起工		契約,着工										
実績															

8月実績  
 吾孀立花中学校  
 R階配筋・型枠、4階立上R階床コンクリート打設、  
 屋体改修（足場解体、内装工事）  
 総合定例会議 8/30  
 学校施設の安心安全の強化（ガラス飛散、防犯カメラ更新）  
 ガラス飛散：工事実施（錦系中、寺島中、本所中、梅若小）  
 防犯カメラ更新：業者契約 8/27  
 進捗：○

進捗：○：順調、×：遅延、：その他（ ）

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題	事業名		新学習指導要領への対応							主管課			指導室
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	英語 海外派遣 和英・英語 外国語教育 研修会	事前研修 研修会	研修会	派遣実施 事後研修 研修会	研修会 TGG	報告会	研修会	(学校対象) 説明会	(保護者対象) 説明会	一次審査	二次審査		
	幼・英語 道徳 教科書採択 教科書調査 委員会	推進教師 連絡会 教科書展示 アンケート 学校調査	教科書検討 委員会	推進教師 連絡会	中・道徳 教科書採択 小学校 教科書採択						推進教師 連絡会		
その他		学校サポーター 訪問 かん教育 認知症サ-ク 救命講習 プログラミング ICTほか											
各種研修会													
進捗	海外派遣 ・オリエン テーション 実施 4/21	海外派遣 ・事前研修 (第1回 5/12、第2回 5/27) ・外国語教育研修 会 ・第3学年新教材 『Let's Try!』 の活用について ・道徳教育 連絡会 指導と評価 のガイドブック に基づいて、道徳教 育の推進にむけて、 東京府及び墨田区 情報交換 ・教科書採択 ・教科書展示、学 校調査 その他 ・学校サポーター訪 問(向小5/28、 緑小5/29)	海外派遣 ・事前研修(第3回 6/2、第5回 6/16、第5 回6/24)実施 外国語教育 研修会 ・第3回研修 会(6/22)実 施(第4学年 新教材『Let's Try!2』の活 用について) ・教科書採択 の開催 その他 ・学校サポ ーター訪問(柳 島小7/4)	海外派遣 ・事前研修(第6回7/1、 第7回7/7、第8回7/14、 実施(7/29)派遣 ・道徳教育 ・第2回推進教師連絡 会(7/25)『特別の教 科(道徳)の評価』の授 業講座 その他 ・学校サポーター訪問(柳 島小7/3、八広小7/4、 緑小7/11)実施 ・研修会(生活指導主 任7/12、S.O.S.の 1年次に関する授業参 観7/23、道徳 教育推進協議会、理科 教育推進協議会、7/27 に立ち上げた教育改 革の視点 ・研修会(7/26)『27 年度の終わりに 振り返ってほしい姿の 理解』 ・新幼稚園教育要領 の内容を踏まえて「新 幼稚園教育要領を踏ま えた 園長 学校経営」	海外派遣 ・派遣実施(7/29~8/7) ・事後研修(第1回8/22、第2回8/24、第3回8/28、第4回8/29) 外国語教育研修会 ・第4、5回研修会(8/21)実施(初任者対象クラスルームイングリ ッシュ・授業の進め方等) ・第5、6回研修会(8/22)実施(「担任が主導する外国語(活動) の指導について」「授業における『Welcome to Tokyo』の活用 について」) 教科書採択 ・教育委員会(8/2)にて採択(中・特別の教科道徳、小・各教科) その他 ・初任者宿泊研修8/15~17 ・特別支援教育研修会(8/28)実施(一般教員対象「通常の学級に おける特別な支援を要する子供への支援について」、固定学級教員 対象「特別支援教育における専門性の向上について」)								
実績													

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他 ( )

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題	3	事業名	学力向上新3か年計画の実施												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	区調査実施(4/24) 学力向上ヒアリング(前期) 国調査実施(4/17) 教育委員会メッセージ発信 マネジメント推進校計画取りまとめ 理科・社会科教材開発・ニュース発行	マネジメント推進校訪問、予算配当 放課後補習等(SST配置) 中学校図書館開館分含む 土曜日：春放課後：前	区調査結果返却 区調査結果分析 学力向上推進会議 都調査実施(7/5)	区調査結果分析 学力向上推進会議 都調査実施(7/5)	学力向上ヒアリング(後期)	指導のポイント：暫定版を周知 学習振り返り期間	各校ホームページに掲載 調査結果等を掲載				学習振り返り期間	学力向上推進会議	各校で1年間の取組を振り返り		
	進捗	区調査実施(4/24) 学力向上ヒアリング(前期) 国調査実施(4/17) 教育委員会メッセージ発信 マネジメント推進校計画取りまとめ 理科・社会科教材開発・ニュース発行	学力向上ヒアリング(前期) マネジメント推進校予算配当 理科ニュース、社会科ニュース発行 5/14、5/29 放課後補習教室、各校で開始 チャレンジ教室(土曜日)5/19～、(放課後)5/16～	区調査結果返却(6/18) マネジメント推進校訪問(6/4、6/8、6/11) 社会科ニュース発行(6/4)	都調査実施(7/5) マネジメント推進校訪問(7/9、7/13) 社会科ニュース発行(7/17) 小学校夏休み補習室(SST配置)各校で開始 学力向上推進会議については、区学習状況調査結果や各学校の取組が明確になった後(10～11月)に延期する。	夏休み(中学校)	土曜日：秋放課後：中	放課後：後							
実績	区調査実施(4/24) 学力向上ヒアリング(前期) 国調査実施(4/17) 教育委員会メッセージ発信 マネジメント推進校計画取りまとめ 理科・社会科ニュース発行	学力向上ヒアリング(前期) マネジメント推進校予算配当 理科ニュース、社会科ニュース発行 5/14、5/29 放課後補習教室、各校で開始 チャレンジ教室(土曜日)5/19～、(放課後)5/16～	区調査結果返却(6/18) マネジメント推進校訪問(6/4、6/8、6/11) 社会科ニュース発行(6/4)	都調査実施(7/5) マネジメント推進校訪問(7/9、7/13) 社会科ニュース発行(7/17) 小学校夏休み補習室(SST配置)各校で開始 学力向上推進会議については、区学習状況調査結果や各学校の取組が明確になった後(10～11月)に延期する。	8月実績 学力向上ヒアリング(後期) 8/27～ 小学校夏休み補習室(SST配置) 夏休みチャレンジ教室(中学生) 8/13～8/17 理科ニュース発行(8/1)	進捗									

進捗：○：順調、×：遅延、◇：その他( )

平成30年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 4

課題	事業名： 幼保小中一貫教育推進計画の推進												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	「幼保小中一貫教育推進計画」改定趣旨説明 連絡協議会参加 欠集約 学習指導に関する取組 生活指導に関する取組 就学・進学を意図した取組 「小すた」とブック、計画概要配布	担当者連絡会開催（5/1） 補助金の支出 連絡協議会	英語活動実施園・校の調整、決定 ↑	英語活動の実施			連絡協議会 ↑			幼保小中一貫教育フォーラム（1/29）		補助金の精算	
進捗	「幼保小中一貫教育推進計画」改定趣旨説明 区立幼稚園・小・中学校委員会、私立幼稚園長会、私立保育園長会での説明 参加（5歳児）と「小すた」の配布 （区内幼稚園・保育園等を通じて）	担当者連絡会開催 5/1 連絡協議会 5/2～	英語活動実施園・校の調整 補助金の支出 ～6/6 学習指導に関する取組 各で実施 生活指導に関する取組 各で実施 就学・進学を意図した取組 各で実施	英語活動実施園の調整 学習指導に関する取組 各で実施 生活指導に関する取組 各で実施 就学・進学を意図した取組 各で実施	8月実績	英語活動実施園、実施場所の決定 学習指導に関する取組 各ブロックで実施 生活指導に関する取組 各ブロックで実施 就学・進学を意図した取組 各ブロックで実施						中プレブック配布	
実績													

進捗： 順調、×：遅延、：その他（ ）

## 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

### 1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

### 2 条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### 3 条例案の概要

別添のとおり

## 改正概要

## 1 介護補償額の改定

介護補償額を次のように改定する。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限額】	105,130円	105,290円	52,570円	52,650円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障額】	57,110円	57,190円	28,560円	28,600円

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(介護補償)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万5,290円</u>を超えるときは、<u>10万5,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,190円</u>以下であるときに限る。）。<u>5万7,190円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>5万2,650円</u>を超える</p>	<p>[同左]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万5,130円</u>を超えるときは、<u>10万5,130円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,110円</u>以下であるときに限る。）。<u>5万7,110円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>5万2,570円</u>を超える</p>

<p>ときは、<u>5万2,650円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,600円</u>以下であるときに限る。)。 <u>2万8,600円</u></p>	<p>ときは、<u>5万2,570円</u>)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,560円</u>以下であるときに限る。)。 <u>2万8,560円</u></p>
--	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定は、平成30年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

30 墨総法条第9号  
平成30年8月30日

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第3回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名  
墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由  
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定する必要がある。
- 3 施行期日等  
公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 4 提出条例案  
別紙のとおり



議案第63号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月7日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「10万5,130円」を「10万5,290円」に改め、同項第2号中「5万7,110円」を「5万7,190円」に改め、同項第3号中「5万2,570円」を「5万2,650円」に改め、同項第4号中「2万8,560円」を「2万8,600円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から

施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

(提案理由)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定する必要がある。

30墨教庶第920号  
平成30年8月30日

墨田区長  
山本 亨 様

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年8月30日付け30墨総法条第9号により、下記のとおり意見を求められました  
このことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を  
改正する条例

教育委員会報告  
平成30年9月20日  
庶務課

平成30年度教育委員会の点検・評価結果報告書について

平成30年4月19日に教育委員会定例会で決定したこのことについて、平成29年度に教育委員会が行った活動や「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」に掲げた施策・事業の取組状況、成果及び課題を内部点検・評価を行い、これに対して学識経験者で構成する第三者評価委員会による評価を終えたので、下記のとおり報告する。

記

1 報告資料

教育委員会の点検・評価結果報告書（平成29年度対象）

2 第三者評価委員会開催日時

第1回 平成30年6月 5日（火）午前10時

第2回 平成30年6月15日（金）午後2時30分

第3回 平成30年7月 6日（金）午後2時

3 第三評価委員メンバー

委員長 尾木 和英 氏（東京女子体育大学名誉教授）

委員 佐藤 晴雄 氏（日本大学教授）

委員 堀内 一男 氏（元跡見学園女子大学教授）

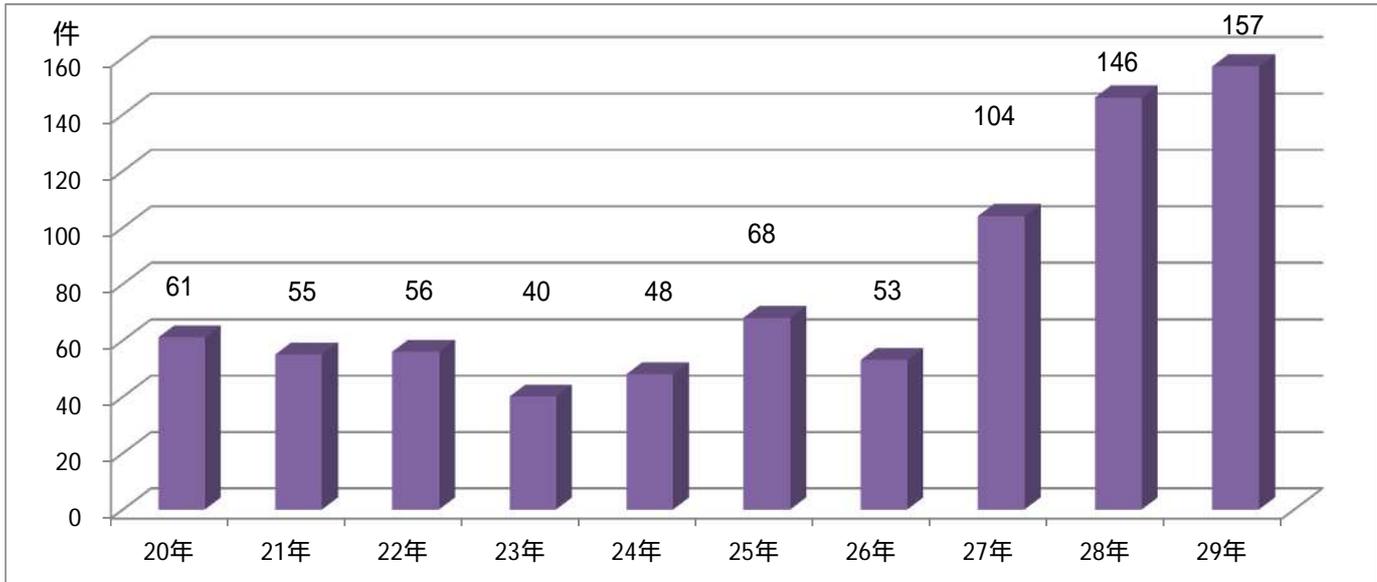
4 区民への周知について

区議会へ提出後、速やかに区ホームページで公表する。

## 1 一般事故について

平成30年8月31日現在

## (1) 過去10年の事故発生件数



## (2) 平成30年度の状況

## 4月～8月の事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	2	1	3
小学校	28	0	28
中学校	20	0	20
合計	50	1	51

## (参考) 平成29年度の状況

## 年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	6	1	7
小学校	92	2	94
中学校	54	2	56
計	152	5	157

## 4月～8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	2	0	2
小学校	29	2	31
中学校	16	0	16
合計	47	2	49

## 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	1	0	1	0	0	1	3
小学校	4	11	0	8	1	2	2	28
中学校	0	7	0	4	0	6	3	20
計	4	19	0	13	1	8	6	51

## 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
小学校	1	5	4	4	13	1	0	0	0	28
中学校	0	2	0	3	2	0	13	0	0	20
計	1	7	4	9	15	1	13	0	1	51

## 事故者の学年別内訳

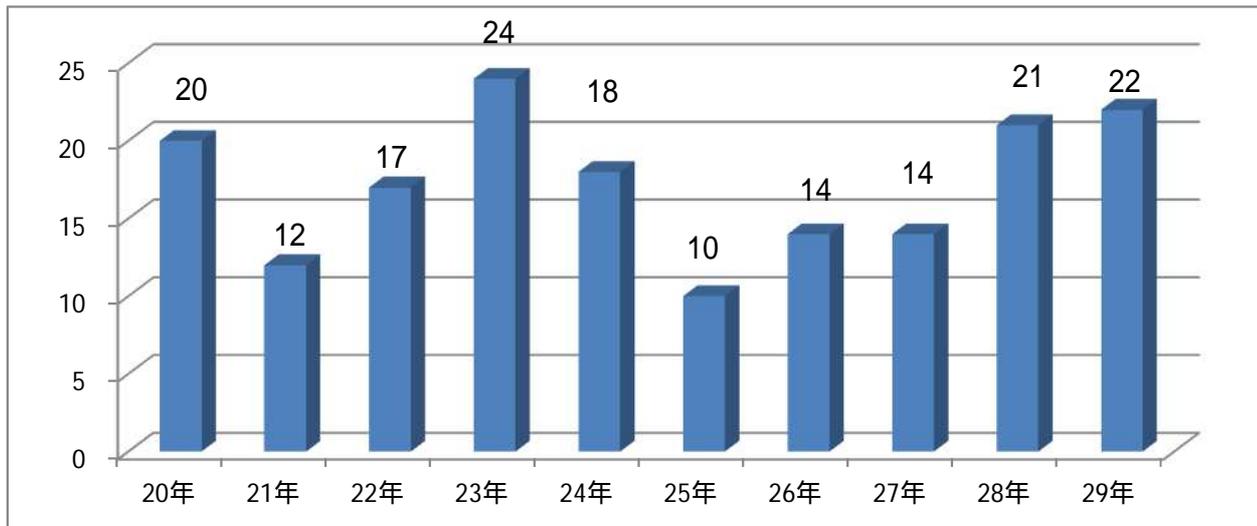
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	1	0	5	1	4	3	2	4	1	3	5	29
女子	0	2	0	1	2	0	2	4	3	6	2	22
計	1	2	5	2	6	3	4	8	4	9	7	51
	3		28						20			

## 2 交通事故について

平成30年8月31日現在

### (1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



### (2) 平成30年度の状況

4月～8月の事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	3	4
中学校	0	3	3
合計	1	6	7

### (参考) 平成29年度の状況

年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	1	1
小学校	4	11	15
中学校	2	4	6
計	6	16	22

4月～8月までの事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	5	6
中学校	0	0	0
計	1	5	6

### 事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	2	1	1	0	0	0	4
中学校	1	2	0	0	0	0	3
計	3	3	1	0	0	0	7

### 事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	1	0	0	3	0	4
中学校	0	3	0	0	0	0	3
計	0	4	0	0	3	0	7

### 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	4
女子	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3
計	0	0	1	2	1	0	0	0	2	0	1	7
	0		4						3			

### 3 その他の事故

平成30年8月31日現在

#### (1) 「その他の事故」の内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	
									生徒間	対人	対教師	器物被害	被害			
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	1	0	0	0	5	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	21
中学校	0	0	0	1	1	2	8	0	1	0	1	0	0	0	0	14
計	1	0	0	1	6	2	23	0	1	0	1	0	0	0	0	35

#### (2) 「その他の事故」の学年別内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	計	
									生徒間	対人	対教師	器物被害	被害				
年少	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
小2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
小3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
小4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
小5	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
小6	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
中1	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	4	14
中2	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	6	
中3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
計	1	0	0	1	6	2	23	0	1	0	1	0	0	0	0	0	35